

社援基発 0620 第 1 号
平成 28 年 6 月 20 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

社会・援護局福祉基盤課長
（ 公 印 省 略 ）

税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等に関する留意事項について

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 159 号）が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、社会福祉法人に係る税額控除対象法人の判定において、社会福祉事業に係る費用の額の合計額が一億円に満たない法人における特例が設けられることとなりました。

つきましては、関係者等への周知について特段のご配慮をお願いするとともに、証明事務を行うに当たっては、下記の事項にご留意いただきますようお願いいたします。

本通知の制定にあたり、「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について（平成 23 年度税制改正関係）」（社援基発 0802 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）は廃止いたします。

なお、本通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 税額控除制度の概要（租税特別措置法第 41 条の 18 の 3 関係）
（税額控除対象寄附金－2 千円）×40％＝控除対象額（所得税額から控除）
 - ※ 1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額
注：寄附金支出額が、総所得金額等の 40％に相当する金額を超える場合には、40％に相当する額が税額控除対象寄附金となる。
 - ※ 2 控除額は、所得税額の 25％を限度とする。
- 2 税額控除対象法人の要件
 - （1）実績判定期間内において、以下の 2 つの要件のうち、いずれかを満たしていること。

〈要件 1〉 3,000 円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に 100 人以上いること。ただし、次の①又は②に掲げる場合には、それぞれ①又は②に定めるとおりとすること。

- ① 実績判定期間内に特定学校等（注 1）の定員等の総数が 5,000 人未満の会計年度がある場合（特定学校等の定員等の総数が 0 である場合の会計年度は除く。）、当該事業年度の判定基準寄附者（注 2）数は（ア）のとおり計算し、かつ（イ）の要件を満たすこと。

$$\text{(ア) 判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 5000}{\text{定員等の総数 (当該定員等の総数が 500 未満の場合は 500)}}$$

（イ） 寄附金額が年平均 30 万円以上

- ② 実績判定期間内に社会福祉事業に係る費用（注 3）の額の合計額が 1 億円未満の会計年度がある場合、当該会計年度の判定基準寄附者（注 2）数は（ア）のとおり計算し、かつ（イ）の要件を満たすこと。

$$\text{(ア) 判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 1 \text{ 億}}{\text{社会福祉事業に係る費用 (1,000 万円未満の場合は 1,000 万円)}}$$

（イ） 寄附金額が年平均 30 万円以上

（注 1） 特定学校等とは租税特別措置法施行令（以下「租特令」という。）第 26 条の 28 の 2 第 3 項第 4 号に規定する特定学校等をいい、具体的には次のとおり。

イ 所得税法施行令第 217 条第 4 号に規定する学校（学校教育法第 1 条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園法をいう。）、専修学校及び各種学校

ロ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業（同条第 2 項に規定する児童発達支援、同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援又は同条第 4 項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限る。）、同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業、同条第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業又は同条第 10 項に規定する小規模保育事業が行われる施設

ハ 児童福祉法第 37 条に規定する乳児院、同法第 38 条に規定する母子

生活支援施設、同法第 39 条第 1 項に規定する保育所、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 42 条第 1 号に規定する福祉型障害児入所施設、同条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設、同法第 43 条の 2 に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第 44 条に規定する児童自立支援施設

(注 2) 判定基準寄附者とは、租特令第 26 条の 28 の 2 第 5 項第 5 号に規定する判定基準寄附者をいい、基本的に 3,000 円以上の寄附金を支出した者をいう。

(注 3) 社会福祉事業に係る費用とは、社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）第 23 条第 2 項に規定する事業活動内訳表のうち、社会福祉事業区分における、サービス活動増減の部の費用に計上する額及びサービス活動外増減の部の費用に計上する額の合計額をいう。

〈要件 2〉 経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が 5 分の 1 以上であること。

(2) 定款、役員名簿等を主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供すること。

(3) 寄附者名簿を作成し、これを保存していること。

3 証明の申請

税額控除対象法人の証明を受けようとする法人は、上記 2 (1) の要件に応じて、それぞれ以下の書類を添付して所轄庁に申請すること。

なお、所轄庁においては、必要に応じて、記載事項の根拠となる書類の提出を求めること。

(1) 〈要件 1〉に係る申請書類

ア 証明申請書（参考様式 1）

イ 寄附金受入明細書（参考様式 2）

ウ チェック表（参考様式 3-1, 3-2）

※ ウは①、②により要件を満たす場合のみ

(2) 〈要件 2〉に係る申請書類

ア 証明申請書（参考様式 1）

イ 寄附金受入明細書（参考様式2）

ウ チェック表（参考様式4）

4 証明書の交付

申請内容が要件を満たしていると認められる場合は、所轄庁は当該法人に対して証明書を交付すること。（参考様式5）

5 その他

- （1）所轄庁は、税額控除対象法人について住民等に広く周知するため、随時、ホームページ等で公表するよう努めること。
- （2）税額控除に係る証明は、証明を受けた日から5年間有効であり、一度証明を受けた後は、その後5年間は証明に係る手続は必要ないこと。
- （3）特定学校等の定員等の総数が5,000に満たない事業年度を有することにより租特令第26条の28の2第3号イ（2）に掲げる要件を満たすことにつき所轄庁の証明を受けた社会福祉法人に対して寄附を行った者に対する所得税の税額控除については、平成27年分の所得税から適用されるので、証明書にその旨を記載するとともに、当該寄附者に対して、当該証明書の写しを追送するよう法人に申し添えること。
- （4）社会福祉事業に係る費用の額の合計額が1億円未満の会計年度を有することにより租特令第26条の28の2第3号イ（2）に掲げる要件を満たすことにつき所轄庁の証明を受けた社会福祉法人に対して寄附を行った者に対する所得税の税額控除については、平成28年分の所得税から適用されるので、証明書にその旨を記載するとともに、当該寄附者に対して、当該証明書の写しを追送するよう法人に申し添えること。
- （5）税額控除対象法人の要件等に係る詳細については、別添の「税額控除に係る証明事務～申請の手引き～（2016年4月1日）」を参照されたいこと。

◎ 参考資料

- ① 関係法令の抜粋（租税特別措置法施行令）
- ② 「税額控除に係る証明事務～申請の手引き～（2016年4月1日）」
- ③ 「特定学校等」の一覧

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第五十九号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の施行に伴い、並びに同法附則、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則、所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十四号）附則及び租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の五」を「第十九条の四」に、「第十九条の六・第十九条の七」を「第十九条の五・第十九条の六」に、「国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人」を「国家戦略特別区域における指定法人」に、「認定農業生産法人等」を「認定農地所有適格法人等」に、「第三十九条の十二の三」を「第三十九条の十二の四」に、「国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人」を「国家戦略特別区域における連結法人である指定法人」に改める。

第二条第五号中「第七号において同じ。」を削り、「同号」を「第七号」に改め、同条第七号中「法人番号」の下に「個人番号若しくは法人番号を有しない者又は当該収益の分配につき法第九条の三の二第一項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名又は名称及び住所」を加える。

第二条の第十二項中「第三百三十六条第四項」を「第三百三十六条第五項」に改める。
第二条の四第三項の表第四十一條第一項の項の次に次のように加える。

第四十一條の二第一項及び第二項	法第十条第二項	租税特別措置法第四條第二項において準用する所得税法第十条第二項
-----------------	---------	---------------------------------

第二条の四第三項の表第四十一條の二第一項及び第二項の項中「第四十一條の二第一項及び第二項」を「第四十一條の二第三項及び第四項」に改め、同表第四十一條の二第三項の項中「第四十一條の二第三項」を「第四十一條の二第五項」に、「第十条第二項」を「第十条第五項」に改め、同表第四十七條第二項の項中「第十条第五項」を「第十条第二項」に改める。

第二条の六第一項第一号中「住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第四項中「個人番号若しくは法人番号又は当該勤務先等に係る」を「個人を除く。第二条の十四第三項及び第二条の十七の二において同じ。又は」に改める。

第二条の十四第一項第一号中「住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第三項中「個人番号若しくは法人番号又は当該勤務先等に係る」を「若しくは」に、「若しくは当該」を「又は当該」に改める。

第二条の十七の二中「個人番号若しくは法人番号又は当該勤務先等に係る」を「若しくは」に、「若しくは当該」を「又は当該」に改める。

第二条の二十四第一項中「住所若しくは個人番号」を「若しくは住所」に、「住所又は個人番号」を「又は住所」に改める。

第二条の三十一の表第二条の六第三項第三号の項の次に次のように加える。

第二条の六第四項	第二条の十四第三項	第二条の三十一において準用する第二条の十四第三項
----------	-----------	--------------------------

第二条の三十一の表第二条の二十四第一項の項及び第二条の三十二第三項中「住所又は個人番号」を「又は住所」に改める。

第二条の三十六第六項中「第四十一條の十八の三第一項各号」を「第四十一條の十八の三第一項第一号イからニまで」に改める。

第二十六條の二十八の二第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第一号イ(1)」を「第一項第一号イ(1)」に改め、同項第二号の下に「又は第二項第一号、第二号若しくは第三号」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 法第四十一条の十八の三第一項第二号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 法第四十一条の十八の三第一項第二号イに掲げる法人 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 前項第二号イ(1)に掲げる要件

(2) 実績判定期間の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数(当該各事業年度のうちに当該法人が設置する特定学校等の定員等の総数が五千に満たない事業年度(当該定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除く。以下「特定事業年度」という。))にあっては、当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数(当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百)で除して得た数とする。次号イ(2)において同じ。の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの判定基準寄附金額の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上であること。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1) 国立大学法人法第三十五条において読み替へて準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書、決算報告書、監査報告書及び会計監査報告

(2) 前項第一号ロ(2)から(4)までに掲げる書類

ハ 前項第一号ハに掲げる要件

二 法第四十一条の十八の三第一項第二号ロに掲げる法人 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 前項第二号イ(1)に掲げる要件

(2) 実績判定期間の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの判定基準寄附金額の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上であること。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1) 地方独立行政法人法第八条第一項に規定する定款、同法第十二条に規定する役員の名簿及び役職を記載した名簿並びに同法第三十四条第一項に規定する財務諸表、同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書並びに同条第四項に規定する監事の意見を記載した書面

ハ 前項第一号ロ(2)から(4)までに掲げる書類

三 法第四十一条の十八の三第一項第二号ハに掲げる法人 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 前項第二号イ(1)に掲げる要件

(2) 実績判定期間の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であること。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1) 独立行政法人通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書、決算報告書及び監査報告

(2) 前項第一号ロ(2)から(4)までに掲げる書類

ハ 前項第一号ハに掲げる要件

九 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

十 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

十一 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

十二 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

十三 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

十四 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

十五 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

十六 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

3 法第四十一条の十八の三第一項第二号に規定する政令で定める寄附金は、その寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして同号イ又はハに掲げる法人に対する寄附金にあつては文部科学大臣が、同号ロに掲げる法人に対する寄附金にあつては文部科学大臣及び総務大臣が、財務大臣とそれぞれ協議して定める要件を満たすことにつき、文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める方法により確認されたものとする。

第二十六條の二十八の二に次の一項を加える。

9 文部科学大臣及び総務大臣は、第三項の要件及び方法を定めるときは、これを告示する。

第二十六條の二十八の三第八項中「の日」の下に「とし、同項第五号に定める特定新規株式にあつては平成二十八年四月一日」を加え、同条第九項中「とする」を「と、書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面」とあるのは「書類」とするに改める。

第二十六條の二十八の五第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第四項中「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第七項第一号」を「同条第八項第一号」に改め、同条第十項中「及び第三項」を「第三項及び第五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十三項を同条第十六項とし、同項の次に次の二項を加える。

17 法第四十一条の十九の三第九項に規定する政令で定める改修工事は、家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替で当該増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

18 国土交通大臣は、前項の規定により増築、改築、修繕又は模様替を定めるときは、これを告示する。

第二十六條の二十八の五第二項中「第四十一条の十九の三第七項第三号」を「第四十一条の十九の三第八項第三号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項中「第四十一条の十九の三第七項第二号」を「第四十一条の十九の三第八項第二号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「第四十一条の十九の三第七項第一号」を「第四十一条の十九の三第八項第一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第四十一条の十九の三第六項」を「第四十一条の十九の三第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

7 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める金額は、その者が行つた同条第九項に規定する多世帯同居改修工事等(以下この項及び第九項において「多世帯同居改修工事等」という。)につき国土交通大臣が財務大臣と協議して当該多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額(当該多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額)の合計額とする。

8 国土交通大臣は、前項の規定により金額を定めるときは、これを告示する。

9 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

十 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

十一 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

十二 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

十三 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

十四 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

十五 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

十六 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

十七 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

十八 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

(参考)「特定学校等」の一覧

◎平成 27 年 4 月 1 日から、税額控除制度における絶対値要件が緩和され、実績判定期間内に次に掲げる事業（特定学校等）を 1 つでも営む法人については、その事業に係る定員等の総数が 5000 人未満の事業年度がある場合、当該事業年度の判定基準寄附者数は（ア）のとおり計算し、かつ（イ）の要件を満たせば絶対値要件を満たすことができる。

$$(ア) \quad \text{判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 5000}{\text{定員等の総数 (当該定員等の総数が 500 未満の場合は 500)}}$$

(イ) 寄附金額が年平均 30 万円以上

- ① 学校
(学校教育法第 1 条に規定する学校、幼保連携型認定こども園)
- ② 専修学校、各種学校
- ③ 障害児通所支援事業
(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスに限る。)
- ④ 児童自立生活援助事業
- ⑤ 放課後児童健全育成事業
- ⑥ 小規模住居型児童養育事業
- ⑦ 小規模保育事業
- ⑧ 乳児院
- ⑨ 母子生活支援施設
- ⑩ 保育所
- ⑪ 児童養護施設
- ⑫ 障害児入所施設 (福祉型、医療型)
- ⑬ 情緒障害児短期治療施設
- ⑭ 児童自立支援施設

平成28年改正による社会福祉法人の税額控除制度の変更点

(傍線部分が変更点)

<p>税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等に関する留意事項について 平成28年6月20日社援基発0620第1号 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知</p>	<p>税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について (平成23年度税制改正関係) 平成23年8月2日社援基発0802第1号 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知</p>
<p>1 制度の概要 (租税特別措置法第41条の18の3関係)</p> <p>(税額控除対象寄附金－2千円)×40%＝控除対象額 (所得税額から控除)</p> <p>※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額 注：寄附金支出額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となる。</p> <p>※2 控除額は、所得税額の25%を限度とする。</p> <p>2 税額控除対象法人の要件 (1) 実績判定期間内において、以下の2つの要件のうち、いずれかを満たしていること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈要件1〉3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること。ただし、次の①又は②に掲げる場合には、それぞれ①又は②に定めるとおりとすること。</p> <p>① 実績判定期間内に特定学校等(注1)の定員等の総数が5,000人未満の会計年度がある場合(特定学校等の定員等の総数が0である場合の会計年度は除く。)、当該事業年度の判定基準寄附者(注2)数は(ア)のとおり計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 判定基準寄附者数＝ $\frac{\text{実際の寄附者数} \times 5000}{\text{定員等の総数 (当該定員等の総数が500未満の場合は500)}}$</p> <p>(イ) 寄附金額が年平均30万円以上</p> </div>	<p>1 制度の概要 (租税特別措置法第41条の18の3関係)</p> <p>これまで、個人が社会福祉法人へ寄附金を支出した場合、所得控除制度が適用されていたが、税額控除対象法人への寄附金については、現行の所得控除制度に加えて、税額控除制度との選択適用を可能とし、平成23年分から適用するものとされたこと。</p> <p>【税額控除制度の概要】</p> <p><u>税額控除対象寄附金－2千円</u>×40%＝控除対象額 (所得税額から控除)</p> <p>※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額 注：寄附金支出額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となる。</p> <p>※2 控除額は、所得税額の25%を限度とする。</p> <p>2 税額控除対象法人の要件 (1) 実績判定期間内において、以下の2つの要件のうち、いずれかを満たしていること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈要件1〉3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること。ただし、実績判定期間内に特定学校等(注1)の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合(特定学校等の定員等の総数が0である場合の事業年度は除く。)、当該事業年度の判定基準寄附者(注2)数は(ア)のとおり計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 判定基準寄附者数＝ $\frac{\text{実際の寄附者数} \times 5000}{\text{定員等の総数 (当該定員等の総数が500未満の場合は500)}}$</p> <p>(イ) 寄附金額が年平均30万円以上</p> </div>

② 実績判定期間内に社会福祉事業に係る費用（注3）の額の合計額が1億円未満の会計年度がある場合、当該会計年度の判定基準寄附者（注2）数は（ア）のとおり計算し、かつ（イ）の要件を満たすこと。

$$(ア) \text{ 判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 1 \text{ 億}}{\text{社会福祉事業に係る費用}} \\ \text{(1,000 万円未満の場合は 1,000 万円)}$$

（イ）寄附金額が年平均30万円以上

（注1）特定学校等とは、租税特別措置法施行令（以下「租特令」という。）第26条の28の2第3項第4号に規定する特定学校等をいい、具体的には次のとおり。

イ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校（学校教育法第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園法をいう。）、専修学校及び各種学校

ロ 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限る。）、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第8項に規定する小規模住居型児童養育事業又は同条第10項に規定する小規模保育事業が行われる施設

ハ 児童福祉法第37条に規定する乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第39条第1項に規定する保育所、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設、同条第2号に規定する医療型障害児入所施設、同法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第44条に規定する児童自立支援施設

（注2）判定基準寄附者とは、租特令第26条の28の2第5項第5号に規定する判定基準寄附者をいい、基本的に3,000円以上の寄附金を支出した者をいう。

（注3）社会福祉事業に係る費用とは、社会福祉法人会計基準（平

（注1）特定学校等とは、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第148号）による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新租特令」という。）第26条の28の2第3項第4号に規定する特定学校等をいい、具体的には次のとおり。

イ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校（学校教育法第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園法をいう。）、専修学校及び各種学校

ロ 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限る。）、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第8項に規定する小規模住居型児童養育事業又は同条第10項に規定する小規模保育事業が行われる施設

ハ 児童福祉法第37条に規定する乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第39条第1項に規定する保育所、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設、同条第2号に規定する医療型障害児入所施設、同法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第44条に規定する児童自立支援施設

（注2）判定基準寄附者とは、新租特令第26条の28の2第3項第3号に規定する判定基準寄附者をいい、基本的に3,000円以上の寄附金を支出した者をいう。

成28年厚生労働省令第79号)第23条第2項に規定する事業活動内訳表のうち、社会福祉事業区分における、サービス活動増減の部の費用に計上する額及びサービス活動外増減の部の費用に計上する額の合計額をいう。

〈要件2〉 経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が5分の1以上であること。

(2) 定款、役員名簿等を主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供すること。

(3) 寄附者名簿を作成し、これを保存していること。

3 証明の申請

税額控除対象法人の証明を受けようとする法人は、上記2(1)の要件に応じて、それぞれ以下の書類を添付して所轄庁に申請すること。

なお、所轄庁においては、必要に応じて、記載事項の根拠となる書類の提出を求めること。

(1) 〈要件1〉に係る申請書類

ア 証明申請書(参考様式1)

イ 寄附金受入明細書(参考様式2)

ウ チェック表(参考様式3-1, 3-2)

※ ウは①、②により要件を満たす場合のみ

(2) 〈要件2〉に係る申請書類

ア 証明申請書(参考様式1)

イ 寄附金受入明細書(参考様式2)

ウ チェック表(参考様式4)

4 証明書の交付

申請内容が要件を満たしていると認められる場合は、所轄庁は当該法人に対して証明書を交付すること。(参考様式5)

5 その他

(1) 所轄庁は、税額控除対象法人について住民等に広く周知するため、随時、ホームページ等で公表するよう努めること。

(2) 税額控除に係る証明は、証明を受けた日から5年間有効であり、一度証明を受けた後は、その後5年間は証明に係る手続は必要ないこと。

(3) 特定学校等の定員等の総数が5,000に満たない事業年度を有することによ

〈要件2〉 経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が5分の1以上であること。

(2) 定款、役員名簿等を主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供すること。

(3) 寄附者名簿を作成し、これを保存していること。

3 証明の申請

税額控除対象法人の証明を受けようとする法人は、上記2(1)の要件に応じて、それぞれ以下の書類を添付して所轄庁に申請すること。

なお、所轄庁においては、必要に応じて、記載事項の根拠となる書類の提出を求めること。

(1) 〈要件1〉に係る申請書類

ア 証明申請書(参考様式1)

イ 寄附金受入明細書(参考様式2)

(2) 〈要件2〉に係る申請書類

ア 証明申請書(参考様式1)

イ 寄附金受入明細書(参考様式2)

ウ チェック表(参考様式3)

4 証明書の交付

申請内容が要件を満たしていると認められる場合は、所轄庁は当該法人に対して証明書を交付すること。(参考様式4)

5 その他

(1) 所轄庁は、税額控除対象法人について住民等に広く周知するため、随時、ホームページ等で公表するよう努めること。

(2) 税額控除に係る証明は、証明を受けた日から5年間有効であり、一度証明を受けた後は、その後5年間は証明に係る手続は必要ないこと。

(3) 特定学校等の定員等の総数が5,000に満たない事業年度を有することによ

り租特令第26条の28の2第3号イ(2)に掲げる要件を満たすことにつき所轄庁の証明を受けた社会福祉法人に対して寄附を行った者に対する所得税の税額控除については、平成27年分の所得税から適用されるので、証明書にその旨を記載するとともに、当該寄附者に対して、当該証明書の写しを追送するよう法人に申し添えること。

(4) 社会福祉事業に係る費用の額の合計額が1億円未満の会計年度を有することにより租特令第26条の28の2第3号イ(2)に掲げる要件を満たすことにつき所轄庁の証明を受けた社会福祉法人に対して寄附を行った者に対する所得税の税額控除については、平成28年分の所得税から適用されるので、証明書にその旨を記載するとともに、当該寄附者に対して、当該証明書の写しを追送するよう法人に申し添えること。

(5) 税額控除対象法人の要件等に係る詳細については、別添の「税額控除に係る証明事務～申請の手引き～(2016年4月1日)」を参照されたいこと。

◎ 参考資料

- ① 関係法令の抜粋(租税特別措置法等)
- ② 「税額控除に係る証明事務～申請の手引き～(2016年4月1日)」
- ③ 「特定学校等」の一覧

り新租特令第26条の28の2第3号イ(2)に掲げる要件を満たすことにつき所轄庁の証明を受けた社会福祉法人に対して寄附を行った者に対する所得税の税額控除については、平成27年分の所得税から適用されるので、証明書にその旨を記載するとともに、当該寄附者に対して、当該証明書の写しを追送するよう法人に申し添えること。

(4) 税額控除対象法人の要件等に係る詳細については、別添の「税額控除に係る証明事務～申請の手引き～(2015年4月1日)」を参照されたいこと。

◎ 参考資料

- ① 関係法令の抜粋(租税特別措置法等)
- ② 「税額控除に係る証明事務～申請の手引き～(2015年4月1日)」
- ③ 「特定学校等」の一覧